

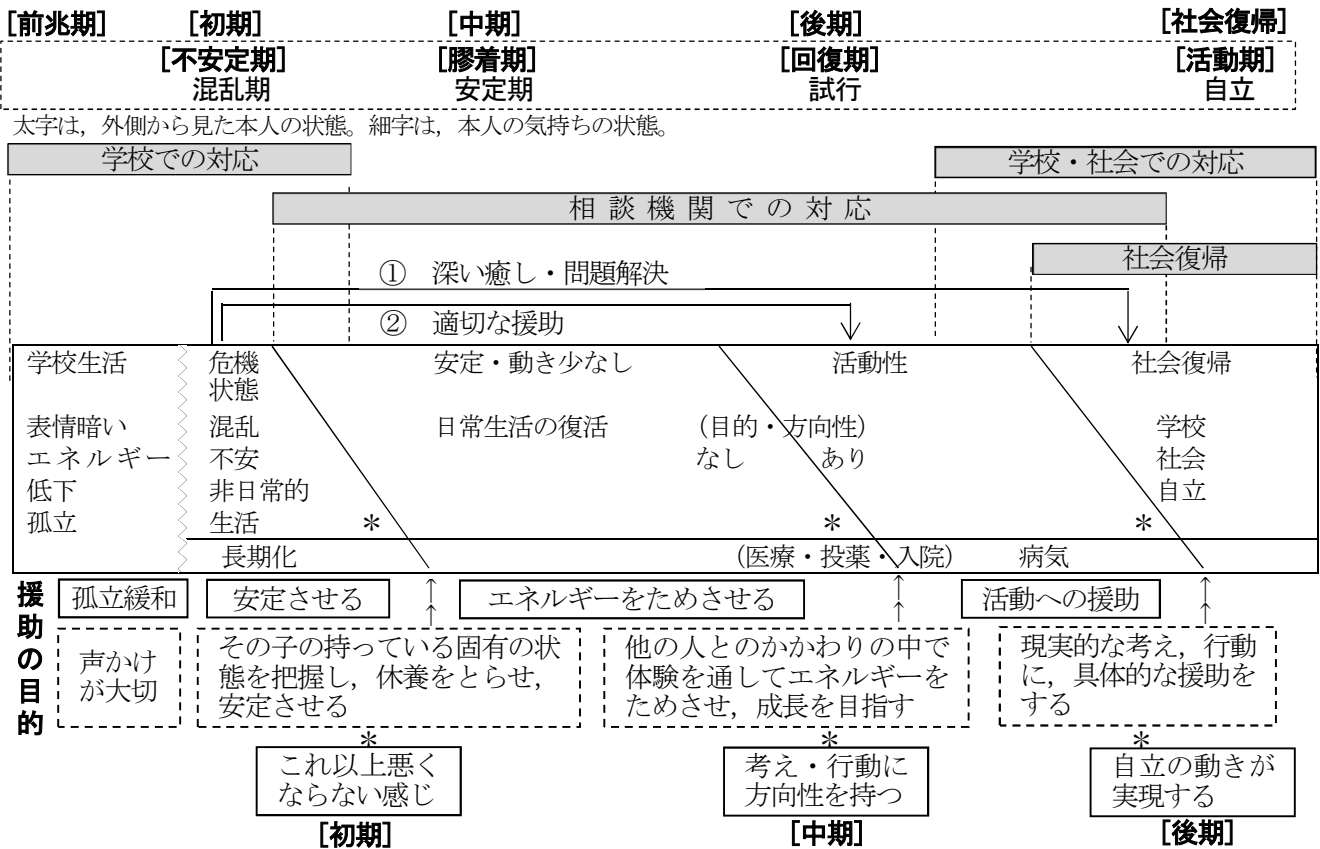
V

自立支援

3 再登校について

(1) 再登校へ向けて

児童生徒の学校復帰を考える場合、児童生徒の状態を的確にアセスメントすることが重要です。多くの場合、一度不登校状態になると、回復までにほぼ同じような過程をたどります。その過程の全体像を以下に示します。その過程は、時間的経過と状態の変化にしたがって、「前兆期」「初期」「中期」「後期」「社会復帰」の五つの段階に大きく分けることができます。それぞれの段階の特徴を把握することで対応の方向性が見えてきます。



出典：小澤美代子（平成 18 年）「＜タイプ別・段階別＞続上手な登校刺激の与え方」（ほんの森出版）

児童生徒の状態が安定してきたら、本人が動き出すのをただ待っているのではなく、少しずつ「登校刺激」を与えながら、回復を図ることが大切になります。

※登校刺激とは…

「学校にかかわるいっさいのこと」（登校についての叱責や励みだけでなく、学校の話、教職員や保護者の表情も含む）になります。登校刺激を考えると一番大切なことは、登校刺激を与えた方が良いのか、与えるべきではないのかを的確に見立てることです。まだ不安定でエネルギーが不足しているときに、無理に登校を働き掛けても逆効果です。また、エネルギーが十分にたまっているのにそのままにしてしまうと、登校するきっかけを失ってしまいます。（登校刺激のポイントについてはP70参照）

参考：小澤美代子（平成 15 年）「上手な登校刺激の与え方」ほんの森出版

教職員が登校刺激を考える際には、本人の気持ちを確認・尊重することが大切です。児童生徒に何をさせたいかではなく、本人が何をしたいのかを確認しましょう。こちらの思いを押し付けるのではなく、本人の動機付けを高め、自主性を育む視点で接します。次のページの例を参考にしてください。

確認

児童生徒の意思を十分に尊重し、その状況によっては休養が必要な場合があることにも留意する必要があります。その場合、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性を踏まえ、個々の学習活動等が行われるよう支援します。

本人の気持ちの確認（例）

不登校の児童生徒が、自分から「学習のこと」「進路のこと」「友達のこと」「学校のこと」などを語り始めたら、その内容を丁寧に聴きます。

こんな学習をしてみたい。 勉強ってどうやって進めた らいいか？	入試のことなんだけれど… 一人で勉強をやっているが。	友達がほしい。 ～さんと会ってみたい。 ～と～がしてみたい。
---------------------------------------	-------------------------------	--------------------------------------



本人が、どのような願いを持っているかを確認します。

本人の願いを汲みながら、考えられる方法を提示し、自ら選択、決定することを促します。

どうしたらいいか、一緒に考えていこう。

家の外への興味が語られたとき

◇始めは、大人（学級担任やSC、養護教諭など）と1対1（二者関係）で、できることを提示します。（※同年代の児童生徒との触れ合いは、ハードルが高いとってください）

◇本人の興味関心の高い活動から提示してみましょう。

（例：行事に参加する 放課後に登校してみる 出やすい授業に参加してみる

※そのほかに、学校生活の節目（進級、クラス替え等）の利用も考えてみましょう）

◇児童生徒の表情、しぐさ、言葉などの反応をよく見極めます。

「表情が曇る」「体が固まる」「いやと発言する」など受け入れていない様子であれば無理強いしないようにします。「やらされた」という気持ちでは、次につながりません。

方法の提示例（具体的な目標を提示すると再登校へ一歩近づくことがあります）

「みんなと一緒に場所で学習することはできそうにないんだね。でも、勉強を教えてもらいたいんだね。それでは・・・」

- <場所の選択>
- ①校外の個室（相談室など）で学習する。
 - ②校外の適応指導教室にて少人数で学習する。
 - ③校内の適応指導教室（個室、又は、パーティションで区切られた空間など）で学習する。

地域の機関、学校体制、校種により提示内容が異なります

- <時間の選択>
- ①～時に登校する。 ②みんながいない時間に登校する。 など
- ※本人の気持ちと、受け入れる側の体制とがマッチする時間を相談します。

<決定したことの確認>

「～ということではじめてみようか」「やっていく中でまた、いい方法を一緒に考えよう」

「話したい」という内容を

まだ、心のエネルギーが少ないときです。まずは、定期的に話をする機会を設け、本人が抱えている思いやどんなことに興味があるのかなど、語りの中から本人について知ることから始めます。

本人が自分のことを話してくれたら「話をしてくれてありがとう」という気持ちを伝えましょう。

◇「この前言っていた～の動画（漫画や本、映画など）を見たよ。～って思ったよ」

◇「そんなことがあったんだ。辛かったね」

また、本人の興味関心のある活動（オセロ、軽スポーツ、絵を描く、物作りなど）を一緒にして、1対1の関係を築きます。気持ちの交流が生まれてきたら、家の外へ興味を向けさせましょう。

◇「散歩しながら、近くの公園にでも行ってみる？」「この工作一緒に作ってみようか？」

◇「教育支援センターでイチゴ狩りがあるんだって、行ってみる？」

(2) 再登校前日までの準備

再登校に当たっては、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫を行うことが重要です。そのためには、児童生徒の状況を学校の教職員が共通理解し、支援体制を整えておくことも大切です。

本人へ 実際に再登校しようと考えている日についての時間割、持参が必要な教材、登校時間や入口などについて、きめ細かく連絡を取りましょう。学級の約束事などに戸惑わないよう、本人が困らないように丁寧に説明しておくことも大切です。

「～してみようかな」
そんな言葉が
出てきたら…



受入体制の検討

安心できる居場所の確保 学級には入れない、またはいられなくなったときの常に安心できる居場所を用意しておきましょう。(例：保健室、相談室、校内適応指導教室、図書室など) (別室登校についてはP98参照)

いつ、だれが、どこで、どのように関わるかの確認 本人と心のつながりが持っている人を中心に、誰が、どのタイミングで関わるかを検討します。1対1から始め、1対2へと人間関係を広げていきます。

情報の共有

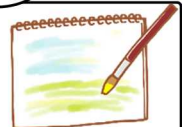
- ◇アセスメント情報を共有します。(「児童生徒理解・教育支援シート」(P62参照)を活用しましょう)
- ◇1日目のめあてを確認します。
 - ・「玄関まで」「教室まで」「挨拶をして帰る」「学習室へ行って1時間過ごす」など

居場所の環境づくり 学級や居場所の環境を安心できるように整え、「待っていたよ」という気持ちが本人に伝わるようにします。



温かい雰囲気
迎え入れられる
ように…

クラスメイトの心の耕し 学校に来ている一人一人のことが大切なのと同じように、不登校の児童生徒も大切な学級の一員であるという雰囲気づくりを常に心掛けます。(作品の掲示、行事などの役割を決めておくなど)



いよいよ明日登校できそうだということになれば、学級でどのように迎えるか話をします。「自分だったらどうしてもらいたいか」を児童生徒に考えさせてもよいでしょう。

また、友達との関係が安定するまでは、学級担任が友達の代わりになって、本人が寂しい気持ちを味わわないように配慮することも大切です。

保護者との連携 たとえ計画がうまくいかなくても、「それでもいいよ」とあるがままの本人を保護者が受け入れることができるように事前に話しておきましょう。「やりたい自分」と「やれない自分」の間で葛藤することは当たり前のことです。「～してみたい」という気持ちを自分から表すことができたことを大切にしましょう。

(3) 再登校当日の対応

再登校初日を大切に…

本人は、勇気を振り絞り、不安な気持ちを抱きながら、緊張して登校します。

本人が過ごす場所、会う人との間で、安心感が広がるようにし、「やってみて良かったな」と感じるような工夫をします。以下に示すのは再登校当日の対応例です。参考にしてください。

計画に基づいた活動

◇児童生徒と話し合った内容に添って行います。元気そうな表情で、約束したこと以上のことができそうな雰囲気であっても、1日目は、約束したことだけをして下校するようにしましょう。
◇登校することを自分で決め、やっとの思いで登校した頑張りを認めましょう。
◇校門までの約束なのに、「教室まで行ってみる?」「大丈夫そうだからもう少しよいか?」「やってなかったテストを終わらせよう」など、その日の変更は本人の負担となり、継続的な登校につながる芽をつんでしまうことがあります。

計画がうまくいかないとき

◇一緒に考えた計画がうまくいかなくても、「それでもいいよ」とあるがままの本人を受け入れます。やりたい自分とやれない自分の間で葛藤することは当たり前のことです。「また、一緒に考えていこう」というメッセージを伝え、心のエネルギーがたまるのを待ちましょう。

今後の支援

◇本人が語った言葉、表情、しぐさなど、気付いたことを箇条書きで記録に残します。
◇管理職などに報告します。
◇今後の支援を校内サポートチームで検討します。(良かったところ、改善すべきところ、長期目標や短期目標の検討など) その際には「児童生徒理解・教育支援シート」の活用も有効です。

活動の足跡

◇行ったことを記録して、「自分にもこんなことができた」と自分の行動を振り返り、その成長を確かめることができますようにします。

保護者との連携

◇必ず保護者と連絡を取り、活動した内容やそのときの様子を伝えます。
◇活動後の本人の家での様子を聴きます。(身体症状の有無、発言内容など)
※家でぐったりとする、食欲がなくなる、眠れなくなる、荒れる、楽しい会話をする、前向きな発言をするなど、それ以前の様子と比べて様子が変わったことを丁寧に聴き、今後の支援に生かします。
◇頑張りを認めてもらえるように助言しましょう。また、「疲れた」「嫌なことがあった」など本人から話をしてきたことを丁寧に聴いてもらいます。表れる様々な反応を温かく包み込んでもらいましょう。

【再登校が始まったら】

- ◇登校すれば、不登校に至った本人の要因・背景が全て解消するわけではありません。本人の状態を十分に理解した上で、段階的に本人の自信や教職員・他の児童生徒との人間関係を築き上げていきましょう。
- ◇学校へ復帰したと思っても、また学校へ行けなくなることがあります。学校へ復帰することは想像以上にエネルギーを消費します。再登校の疲労によって、再び深刻な状態にならないためにも慎重な対応が必要になります。
- ◆表面的な元気さだけに注目せず、疲労の様子を聴き、家庭で十分な休息が取れるように配慮(睡眠や食事)してもらおうようにしましょう。学校でも部活動や宿題についての配慮が必要です。
 - ◆教職員の言葉掛けは児童生徒のエネルギーの補給になります。認める、褒める、ねぎらう等の関わりを心掛けましょう。
 - ◆学習面での不安を持っている児童生徒には、個別の指導や学習量の軽減を考えます。個別の学習指導を通して児童生徒との信頼関係を強めましょう。

4 不登校児童生徒の居場所づくり

(1) 別室登校

欠席が長期にわたった場合、すぐに教室へ復帰することは難しい場合もあります。徐々に学校生活への適応を図る場所として教室以外の学校の居場所を活用することができます。なお、教室以外の居場所（保健室、相談室や図書室等）へ不登校児童生徒が登校していることを「別室登校」と言います。児童生徒が保健室や相談室等の別室で過ごせるのなら、教室以外の居場所の充実を図ることは学校が可能な支援の一つです。

（※なお、千葉県では、不登校児童生徒支援推進校を指定し、学校の中に「校内不登校児童生徒支援教室」を設置して、不登校児童生徒の居場所づくりを行っています。（P7参照）

① 別室登校への配慮・留意点

○保護された空間を用意する

（保健室、相談室、図書室以外にも美術・家庭科・技術科等の準備室、学年室、生徒会室等）

○別室が常に安心できる場であるために、話しやすい雰囲気づくりを大切にする

（植物を置く、明るさを調整する、掃除や整理整頓を行う、参考書・資料集・情報通信機器など興味のありそうな物を置いておく）

○別室登校についての基準や利用方法を教職員で共通理解しておく

○別室での過ごし方やルールについて、児童生徒と話し合っておく

② 教室復帰へ向けて

別室登校をしている児童生徒の状態は多様です。やっとの思いで登校する児童生徒もいれば、毎日元気に登校し、楽しく過ごしている児童生徒もいます。ただし、本人に学級へ行く気持ちがあり、学級で生活する元気があれば、様々な機会を捉えて、学級復帰へ向けた支援をしていきましょう。以下は学級復帰までの例です。

STEP 1 別室登校に慣れる

最初は顔を出すだけにしたり、本人の状況に応じて過ごす時間を決めたりして、別室登校に慣れることを目的としましょう。

STEP 2 別室登校を維持する

別室登校での生活は、教室の生活と異なる点（交友関係や学習内容）が多いため、継続が難しい面があります。また、特別に支援を行わなければ、登校する張り合いを失ってしまうこともあります。本人の状態が安定してきたら、めあてや目標を持って登校できるように支援することが大切です。

STEP 3 教室復帰への働き掛け

児童生徒の状態に応じて、教室復帰への働き掛けを行っていきます。

- ・学級の状況を伝える、授業や行事に誘う
- ・教室との交流を図る

（別室でも学級の友達と会える機会をつくる、給食や一部の授業に参加する等）

(2) 不登校児童生徒支援推進校における取組

ここでは、千葉県教育委員会から不登校児童生徒支援推進校の指定を受けている、C中学校の校内不登校児童生徒支援教室（以下、支援教室）の取組を紹介します。

① 入級対象者

C中学校の支援教室では、以下の理由で不登校状態が継続している生徒を入級対象者としています。

- (例)・欠席日数が30日以上、あるいは欠席が断続・継続的に増加している
- ・学習活動の不応答から断続的な欠席状態が継続し、長欠状態に入ることが予想される
 - ・好ましい人間関係の維持・継続が難しく長欠状態に入ることが予想される
 - ・その他、入級が適切と判断される

② 使用教室について

C中学校では、3つの部屋を開設し、支援教室として柔軟に使用しています。

- ・カウンセリング室→カウンセリングルームとして使用
- ・相談室1→学習個別指導として使用
- ・相談室2→一時的対応として使用

【相談室1】



【相談室2】



【カウンセリング室】



③ 支援教室の確認事項

◎生徒は支援教室で生活するに当たって、学校内のルールに基づいて生活しています。

- 服装・持ち物は校則に準ずる
- 1学年から3学年まで同室で活動
- 生活目標・学習目標を設定し、月(週)の予定表を作成する
- 学習は、支援教室の時間担当教員の授業を受ける、又はワークなどを使ったドリル学習や自習
- 記録ノートを記入

◎学級担任は学校に登校できていることで安心せずに、学級復帰を想定した関係をつくっていただきます。

- 1日1回は、生徒と交流を持ち信頼関係を築く
- 記録ノートの返事を書く
- 配付物は個別に渡す
- 学級(教室)に通級生徒の存在を感じることができる場の工夫をする
- 学級の生徒に対して、通級生徒も同じ学級の一員であるという意識を持たせるとともに、通級生徒への理解を深めることができるように働き掛ける

◎授業担当は、通級している生徒が人間関係でつまづいている場合が多いので、できるだけ多くの会話ができる機会をつくっています。

- 個人のペースで登校してくるので、担当の時間には適応指導教室で必ず待機
- 基本的には、時間を担当する教職員の授業（教科）を行い、できるだけ自習をなくす

◎支援教室担当者は「学級・支援教室・家庭」の三者のパイプ役として機能していくことを目指しています。

- 定期的に教育相談会議を実施し、情報収集、今後の対応の仕方について検討する場を設ける
- 職員会議などを利用して情報提供をする
- 面談や家庭訪問をして、保護者や本人とのコミュニケーションを取りながら人間関係をつくる。又は、保護者同士の情報交換の場を設定する
- 段階的援助の方法を個々について計画し、変容を見届けながら更なるステップを目指す
- 記録ファイルを記入したら次時の教職員に渡す
- 教育相談部会の資料は、学級担任や学年から記録してもらったものをまとめて資料とする

◎各教科担任は、学級での授業には出席できなくても、生徒の頑張りを評価しています。

- 配付したプリントや授業中の課題・提出物などの情報提供をする
- 日頃から提出物や課題の提出などの工夫をし、評価の資料を集める

④ 支援教室活用例

ルールどおりの使用とはいかないことも学校生活の中には多々あります。柔軟に対応することは生徒の支援には大切と考え、運営に当たっています。

【心のクールダウンの部屋として活用】

（例）小学校のときは、教室には入れなかった生徒が、中学入学をきっかけに学級で頑張っている。心が疲れてしまったときは、カウンセラー室で1日過ごし、次の日には学級に戻っている。

【一時的な利用】

（例）「今日のこの授業だけは、休みたい」という生徒に対して、その時間のみ、ゆっくり話を聴く場所として使用している。

（例）遅刻して登校。途中から教室には入りにくいので、休み時間まで利用してから教室に入った。

【支援教室担当者の声】

◎学級担任は、気になる生徒がいるときは遠慮無く相談してください。また、支援教室内では生徒が学級担任には言いにくいことも話せます。安心して生徒に利用を促してください。

◎生徒の皆さんは、早いうちに相談してくれば、早く解決できる場合もあります。些細なことでも相談に来てください。



(3) 教育支援センター（適応指導教室）の活用

不登校の状況は様々で、学校だけでは対応できない場合や関係機関等と連携を行った方が望ましい場合も多く、児童生徒の状況に応じて連携を取ることが必要です。

不登校児童生徒が相談・指導を受けた学校外の機関では、教育支援センター（適応指導教室）が最も多くなっています（参考：千葉県教育委員会（平成 29 年 10 月 26 日）「平成 28 年度『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』の概要（千葉県速報値）」）。平成 29 年現在、県内には計 50（※千葉市を除く）の教育支援センターがあります（P136 参照）。

① 教育支援センター※とは

不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行うことにより、その学校復帰を支援し、不登校児童生徒の社会的自立に資することを目的としています。なお、不登校児童生徒が学校外の施設で相談・指導を受けるときに、その施設への通所又は入所が学校への復帰を前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断される場合には、校長は指導要録上出席扱いとすることができます。また、教育支援センターは学校外における不登校児童生徒の支援の中核となることが期待されています。

※ 文部科学省は平成 15 年の「不登校への対応の在り方について（通知）」で、「いわゆる適応指導教室については、その役割や機能に照らし、より適切な呼び方を望む声があったことから、国として標準的な呼称を用いる場合は、不登校児童生徒に対する「教育支援センター」という名称を適宜併用することとした。なお、各地域においては既に様々な親しみやすい名称を付している実態があり、そうした工夫は今後もあってよい」としています。

対象者

入退室等に関する方針や基準によって決定されます。また、指導の効果が得られるように、児童生徒の実情等の的確なアセスメントを行います。

指導内容・方法

児童生徒の実態に応じて適切に定められています。個別指導と集団指導が実施されています。その際、児童生徒の実情に応じて体験活動も取り入れられています。

指導体制

児童生徒実定員 10 名に対して、少なくとも 2 人程度の指導員が配置されています。（カウンセラーなどの専門家が配置され、その協力を得ることが望ましいとされています）

施設・設備等

集団で活動するための部屋、相談室、職員室などが備えられています。（スポーツ活動や体験活動の実施に関する配慮をするようになっています）

学校との連携

- ◇不登校児童生徒の支援のため、在籍校との緊密な連携を行います。
- ◇不登校児童生徒の学校復帰後も、必要に応じて在籍校との連携を図り、継続的に支援を行うことが求められています。
- ◇児童生徒の実情等の的確なアセスメントに沿った個々の回復状況を把握して、守秘義務に配慮した上で、本人、保護者の意向を確かめて在籍校に学習成果等を連絡します。
- ◇指導員等は、不登校に関し、学校に対する専門的な指導・助言・啓発を行います。

② 教育支援センターの実態

参考：文部科学省（平成27年8月26日）「教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査」結果

【在籍者数と学校復帰者数】：「義務教育段階では、学年が上がるほど増加」

◇校種別の復帰率は、小学校：約44%，中学校：約36%，高等学校：約68%*です。

◇中学校、高等学校では、学年が上がるにつれて復帰率が高くなっています。

校種	学年	学校別人数(人)					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
小学生		48	129	244	539	912	1,282
		21	67	100	234	364	588
中学生		3,044	5,526	6,393	上段：在籍者数		
		820	1,838	2,712	下段：学校復帰者数		
高校生		49	29	25			
		26	23	20			

*高等学校の復帰率には高校4年生以上及び単位制の数を含む。

【対象児童生徒の傾向】：「学校に行きたくても行けない」又は「人間関係による」

◇「学校に行きたくても行けないタイプ」、「人間関係によるタイプ」が9割を超えています。

一方で、「学校に行きたくないタイプ（遊び・非行）」は2割弱と少なくなっています。

【目標】：「学校復帰が目標」

◇「学校復帰」を重要と考えている施設が一番多く、8割弱という結果になっています。続いて「自信・自尊感情を持たせる」、「居場所の提供」が続いています。

【活動内容】：「個別の学習支援」が中心

◇ほとんどの施設（96.2%）が個別の学習支援を行っています。一方、講義形式の学習支援は3割弱です。また、相談やカウンセリングは約9割、体験活動等は約6～8割、家庭への訪問は約4割の教育支援センターで実施しています。

【在籍者のその後】：「高校進学」が8割以上

区分	割合
全日制高等学校	36.8%
定時制高等学校	24.7%
通信制高等学校	23.2%
特別支援学校	2.4%
各種学校、専門学校	8.2%
就職	0.8%
アルバイト	0.5%
在宅	3.3%

◇進路先として高等学校が多くを占めています。



通所生徒の声
(中3・男子生徒)

1年生の2学期に、不登校に近い状態になりました。学校に行くのを拒み、登校も顔を見せるだけの生活が続きました。そんなときに学級担任の先生から「教育支援センター」を勧められました。出席日数にカウントされるだけではなく、センターでは悩みなどをゆっくり聞いてもらえました。学級担任の先生が勉強を教えに来てくれたりもしました。2年生になってからは、学校内にある「支援教室」に通えるようになりましたが、時々センターにも通所しています。カウンセラーの先生のおかげもあり、自分の得意なこと・苦手なこと、そして自分のやりたいことが考えられるようになりました。卒業後は学力をつけたいという思いから、通信制の高等学校への進学を決めました。

～学校以外の施設には通える理由～

- ・外に向かう心的エネルギーが充足され活動意欲や勉学意欲が湧いてきたが、まだ学校という大集団には通えず小集団なら通える状態である場合
- ・「学校」への心理的抵抗が強く、教職員・友達・授業内容・授業の雰囲気などが従来の学校とは異なるものを求めている場合
- ・保護者の学校あるいは学校教育への理解が得られない場合
- ・子どもが多様な活動や一斉授業からなる学校教育に馴染めず、自由度の高い教育を求める場合

参考：菅野純（平成20年）「不登校予防と支援 Q&A70」明治図書

学校と教育支援センターの連携に当たって

【連携による対応】

常に連携しながら、児童生徒や保護者を支援する姿勢を忘れないようにします。

【回復状況の情報交換】

学校と教育支援センターが、児童生徒がどのように変わってきたかを把握することで、時機に応じた働き掛けができ、再登校のきっかけになります。（特に学年や学期の変わり目、各種行事の時期）

登校日、時間帯、場所、対応する人などを話し合い、登校に向けての環境づくりをしておきましょう。

【連携の留意点】

・学習や進路についての情報交換

児童生徒の自主性・自発性、対人関係の回復状況だけではなく、現時点で可能な学習状況や学力に対する情報交換も大切です。学校の学習状況の補助や進路選択に当たって連携を取れるようにします。

・つながりの継続

学校は教育支援センターと日常的に連携し、児童生徒の状況の変化が見られるようになったら、機を逸さないで対応することが必要です。

長期休業等を利用して、学級担任が教育支援センターに出向き、活動内容について知ることや対応の仕方について研修することは有効です。さらに、児童生徒との関わりができていながら一緒に活動することはより効果的です。

③ 教育支援センター（成田市「ふれあいルーム 21」・八街市「ナチュラル」・酒々井町「ふれあい」）の様子

○教育支援センター通所まで

学校での定期的な教育相談部会で情報を共有し、必要に応じてケース会議を開き、支援策の検討をします。ケースによっては、教育支援センターの通所も視野に入れます。通所することが最良の方法かどうか本人の意向も含めて検討し、通所の準備が始まります。教育支援センター内では通所希望児童生徒の情報の共有化がなされます。

ア 職員体制

各教育支援センターでは、教育委員会の指導主事が担当しています。また、指導員は児童生徒 10 人に対して少なくとも 2 人程度配置されています。その他、カウンセラー・巡回相談員・電話相談員等が勤務しています。

イ 活動内容・施設例

[時間表] 酒々井町教育支援センター「ふれあい」

9:00~10:00	ふれあいタイム（ルームメイトや指導員とおしゃべり）
10:00~12:00	自主学習活動（教科学習・ドリル学習・読書等）
12:00~13:00	昼休み
13:00~15:00	グループ学習・制作学習 （手芸・調理実習・花壇作り・スポーツ等）

[主な活動内容] 八街市教育支援センター「ナチュラル」

学習の時間

自分で課題を決めて学習に取り組む。
わからないところは指導員に質問する。

創作・体験活動

野菜等の作物の栽培や収穫、たけのこ掘り、
草木染などの手芸等様々な活動を行う。

調理実習

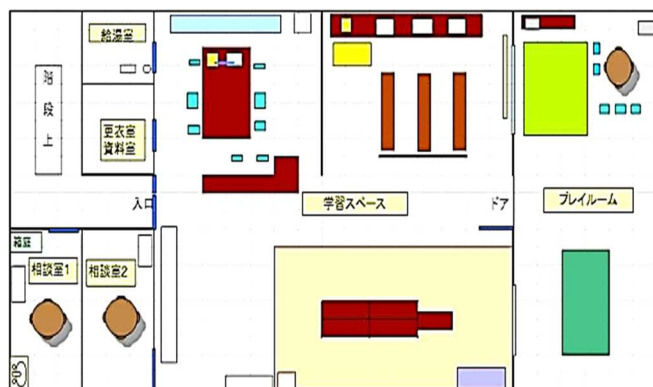
毎月1回、調理実習を行う。
何を調理するかは、みんなで話し合う。

スポーツ

月に1回、体育館等でスポーツを行う。（バ
レーボール、卓球、バドミントン等）
身体を動かして気持ちをリフレッシュさせ
る。

その他☆遠足☆お楽しみ会☆思い出旅行等

[施設・設備] 成田市教育支援センター「ふれあい一む21」



ウ 教育支援センターと学校との連携

- ・教育支援センターと学校が定期的に情報交換を行い、情報共有をしています
- ・通所児童生徒の実態に応じて学級担任・校内適応指導教室担当者が教育支援センターを訪問し、児童生徒と面談をしています。学校で配付されたプリント類を直接渡すこともあります
- ・定期的に通所児童生徒のケース会議を開き、学校復帰の機会を見据えた支援の見直しをします

エ 保護者への働き掛け

- ・「教育支援センター便り」を配付し、教育支援センターでの活動内容を報告しています
- ・保護者面談では、情報交換をして今後の手立てを相談しています
- ・保護者会を設け、保護者同士の意見交換をしています

※ 成田市では講演会を開催する等、保護者への研修の場を設けています。

参考

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

文部科学省は、不登校児童生徒が学校外の施設（例：教育支援センターやフリースクール等）で相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて、一定の要件を満たすときに、相談・指導を受けた日数を出席扱いとすることができるとしています。その際には、以下の要件を満たすとともに、通所又は入所が学校復帰を前提とし、不登校児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断される場合、校長は指導要録上出席扱いができるとしています。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 当該施設は、教育委員会等が設置する適応指導教室等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られない、あるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。（※校長が設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断する）
- (3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

学校外の施設で相談・指導を受け、学校復帰への懸命の努力を続けている不登校児童生徒もいます。このような児童生徒の努力を学校として適正に評価し支援するために、上記の要件を満たす施設で相談・指導を受けた日数を指導要録上出席の扱いとしているのです。

参考：文部科学省（平成28年9月14日）「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」

(4) その他の居場所

教職員は、不登校児童生徒の社会的自立を支援する観点から、学校内外を通じた支援を充実させることが大切です。

文部科学省では、不登校児童生徒への支援の在り方として、「児童生徒の才能や能力に応じてそれぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、夜間中学での受入れなど様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うことが考えられる」「学習支援については、地域人材による学習支援（地域未来塾等）などを活用することも考えられる」（不登校に関する調査研究協力者会議（平成28年）「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」）としています。

ここでは、地域人材による学習支援と夜間中学校を紹介します。

① 地域人材による学習支援

ア 地域未来塾

「地域未来塾」とは、中学生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を目的に、教職員OBや大学生など、地域の方々の協力により行う原則無料の学習支援です。県では、平成27年度から国・県の補助事業として始まり、千葉県教育委員会ではこの取組を推進しています。

平成29年度は、浦安市9か所、松戸市1か所、流山市1か所、酒々井町1か所の合計12か所で実施されています。詳しくは、千葉県ホームページを御覧ください。

イ 放課後子供教室

千葉県教育委員会では、放課後等における、全ての子どもたちを対象とした安心安全な活動拠点（居場所）づくりのため、市町村と連携しながら、小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て学習やスポーツ・文化活動、交流活動などを行う「放課後子供教室」の取組を推進しています。

平成29年度は、31市町で214教室が開催されています。（※政令市：千葉市、中核市：船橋市・柏市を除く）詳しくは、県ホームページを御覧ください。

② 夜間中学校

中学校夜間学級（いわゆる夜間中学校）は8都府県に31校が設置されています（平成28年度）。文部科学省では、夜間中学校が少なくとも各都道府県に1校は設置されるよう、その設置を促進しています。

※夜間中学校とは、市町村が設置する中学校において、夜の時間帯に授業が行われる公立中学校の夜間学級のことをいいます。

千葉県には平成29年度現在、市川市立大洲中学校（下写真）に夜間学級が設置されています。

※市川市立大洲中学校の夜間学級については、市川市教育委員会にお問い合わせください。



5 義務教育修了後の多様な進路選択

(1) 特色ある県立学校

高等学校には「全日制」「定時制」「通信制」の3つの課程があります。ここでは義務教育修了後の進路の選択先として、地域連携アクティブスクール・定時制高等学校・三部制定時制高等学校・通信制高等学校を紹介します。これらの学校はそれぞれに特色がありますが、現在の共通する特徴として、中学校までに長期欠席（不登校）を経験したり、学び直しを目指したりするなど、様々な事情を抱えた生徒が在籍している点があげられます。

① 地域連携アクティブスクール

ア 「地域連携アクティブスクール」とは？

地域連携アクティブスクールは、「中学校では十分力を発揮できなかったけれども、高等学校では頑張ろう」という意欲を持った生徒に、企業や大学などの地域の教育力を活用しながら、「学び直し」や「実践的なキャリア教育」を行い、自立した社会人を育てることを目標にしている学校です。現在は県内に4校の地域連携アクティブスクールが設置されています。（平成29年度現在）

県立泉高等学校（千葉市若葉区）

県立天羽高等学校（富津市）

県立流山北高等学校（流山市）

県立船橋古和釜高等学校（船橋市）

イ 地域連携アクティブスクールの特色

(ア) 「学び直し」（学ぶ意欲に応える学習指導）

生徒たちが「わかった!」という思いを実感できるように、また、生徒たちの「まだ、ちょっとよくわからない…」に対して教える側の教職員たちが気付きやすいように、教科科目によって少人数授業（一部の科目では習熟度別授業）を実施しています。

(イ) 実践的なキャリア教育

インターンシップに参加することにより、就業している自分を具体的にイメージしながら進路決定をしていけるようにしています。「実践的なキャリア教育」は単に「進路指導」にとどまらず、「望ましい職業観・勤労観」を考える授業を目指しています。

(ウ) SSWを配置

4校全てにSSWが配置され、学校外の専門機関と連携しながら、学校・家庭だけでは対応できない悩みの解決策を一緒に考えます。また、SCも配置されており、生徒個々のいろいろな心や身体、学校生活などの悩み事の相談に対応しています。

(エ) 独自の入学者選抜

入試における受検科目数が他の高等学校よりも少なく、面接試験を重視しています。4校とも、平成30年度入試では、一期入学者選抜の学力検査は国語・数学・英語の3教科です。他に一期入学者選抜では作文や面接なども課されます。

ウ 進級・卒業について

地域連携アクティブスクールも、その他の全日制の高等学校と同じように、進級・卒業の要件として**規定の授業時数分の出席や学習への取組が必要**です。

② 定時制高等学校

定時制高等学校は本来、経済的事情等から働きながら学ぼうとする勤労青年のために設置されました。現在も、昼間働いて夜間に学ぶ生徒はいますが、多様な年齢や国籍、中学校時代に不登校経験を持つ生徒などが在籍しています。右の日課表にも示しましたが、授業が17時以降に始まり21時以降に終わり、1日の授業時数は4時間です。通常は4年での卒業となりますが、高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定や、定通併修制等により、3年での卒業も可能となります。定通併修は、定時制高等学校の生徒が通信制高等学校で、又は通信制高等学校

S H R	17:20~17:25
第1時限	17:25~18:10
給食	18:10~18:30
第2時限	18:35~19:20
第3時限	19:25~20:10
第4時限	20:15~21:00
清掃・SHR	21:00~21:10
特別活動	21:10~21:50

※生徒最終下校 22:00
 県立船橋高等学校定時制の
 課程日課表（平成29年度）

の生徒が定時制高等学校で、一定の科目を履修し、修得した単位を卒業単位に加えることができる制度です。

本県の定時制高等学校では単位制を導入しており、当該校の校長から相当年齢に達し相当の学力があると認められれば、一度他校を中途退学した生徒でも編入学することが可能です。この場合、前籍校で修得した単位を、編入学した学校での卒業に必要な単位数に加えることができます。なお、定時制高等学校には学区が設けられておらず、県内どこからでも志願できます。平成29年度現在、千葉県には17校の定時制高等学校があり、普通科のほかに、商業科、建築科、電気科、機械科、機械電気科など様々な学科があります。

～やり直しのできる高校教育～（参考：県立船橋高等学校定時制の課程ホームページ）

本校は、定時制高校として70余年の伝統があります。数多くの卒業生が県内外で活躍しています。現在、働きながら学ぶ意欲を持つ生徒、学習環境の違いから学習に遅れが生じている生徒、事情があってやり直しの学校生活を選択した生徒、外国籍の生徒など、年齢も生い立ちも異なった仲間が、お互いに励まし合って充実した高校生活を送っています。

③ 三部制定時制高等学校

定時制高等学校の区分の中に、三部制定時制高等学校があります。三部制定時制高等学校は夜間のみ授業を行う定時制高等学校と違い、午前部・午後部・夜間部の三部制で成り立っています。入学希望者は、「中学校時代の不登校経験を克服したい」「朝起きるのは苦手だが高等学校は卒業したい」「日中空いている時間に働きたい」など各々のニーズに合った部を選択し入学できます。

下の日課表に示したとおり、入学後は自身の所属する部で1日4時間授業を受けて4年で卒業しますが、他の部の時間帯の授業を受ければ3年で卒業することも可能です（三修制・他部履修）。千葉県内には平成29年度現在、県立生浜高等学校と県立松戸南高等学校の2校の三部制定時制高等学校があります。

◎県立松戸南高等学校の紹介（参考：県立松戸南高等学校ホームページ）

毎年、松戸南高校に入学してくる生徒の80パーセント以上は不登校経験者です。しかし、その先輩たちの85パーセント以上が本校で卒業していきます。

高校は決して楽しいことばかりではありません。苦しいこと・つらいことを乗り越え、自分で楽しいことを見つけられる場所です。しかし、本校を選んだ先輩たちは、松戸南高校を選んで本当に良かったと言って卒業していきます。

時限	時程	午前部	午後部	夜間部
第1限	8:40～9:25	1,2時限		
第2限	9:30～10:15			
		SHR・清掃		
第3限	10:35～11:20	3,4時限	三修制向け授業	
第4限	11:25～12:10			
昼休み				
第5限	12:55～13:40	三修制向け授業	5,6時限	
第6限	13:45～14:30			
			SHR・清掃	
第7限	14:50～15:35		7,8時限	三修制向け授業
第8限	15:40～16:25			
夕休み				
第9限	17:10～17:55			9,10時限
第10限	17:55～18:40			
				SHR
第11限	19:15～20:00			11,12時限
第12限	20:00～20:45			

県立松戸南高等学校三部制定時制の課程日課表
(平成29年度)

○理解できる授業の工夫

- 習熟度別授業（1,2年次の国語、数学、英語）
各生徒に合わせて基礎学力を確実に身に付けることを目指しています。
- チームティーチング
実技科目を中心に複数の教職員で丁寧に指導しています。
- 少人数授業
きめ細かい少人数体制で授業を行なっています。

○充実したサポート体制

- スクールカウンセラー
松戸南高校には、スクールカウンセラーが週2日待機をしています。生徒は誰でもカウンセリングルームを利用したり、カウンセリングを受けたりすることができます。
- パーソナルチューター
生徒の皆さんが、毎日の学校生活や進路について悩んだり、いろいろなアドバイスが欲しかったりするとき、相談できる相手や場面の選択の幅を広げることができる制度です。

◎ 県立生浜高等学校三部制の定時制の紹介（参考：県立生浜高等学校ホームページ）

生浜高校三部制の定時制では、不登校に悩む生徒たちの回復をリアルタイムでサポートする総合プログラムを実施しています。1年次の初めに実施され、物事の捉え方を変えることで日々のストレスを減らす練習をする「コーピング」、何とか登校している生徒が、心の疲れを感じたときいつでも安心して休める専用休憩室「ライトルーム」、登校が困難な生徒に一步踏み出すきっかけを提供する「フリーワークショップ」。状態に応じて不登校生徒に心安まる「場」「時間」と「現状から一步踏み出すきっかけ」を少しでも多く提供し、入学から卒業まで回復をサポートしていきます。その他「保護者相談会」「大学生によるコミュニケーション練習会・超基礎学習」「SC&SSW相談室」が定期的開催されます。

（卒業生の声から）

私は小学4年生から中学3年生まで不登校でした。学校に行けなくなったきっかけは人と会うことが苦手で集団行動が辛くなってしまったことでした。

生浜高校入学を機に頑張ろうと決めていたのですが、不登校の期間が長かった私は入学してからなかなか学校に馴染めず、1年生のときにはほとんどの単位を落としてしまいました。高校2年生になってから、変わりたいと思い始めるようになり、アルバイトを始めました。そこで一緒にいて心から楽しいと思える友達に出会い、少しずつですが自然に人と関わられるようになりました。そして2年生になってからは欠席の数が徐々に減り、選択した授業の単位を全て取ることができました。気持ちがネガティブになってしまっているときは、不登校の期間、他のみんなよりも経験が少なかったから、当たり前ができなかったり失敗が多いのだと落ち込んでしまうこともありました。しかし、これからは今までできなかった分を取り戻そうと前向きに考えています。

私は定時制に4年間在籍できてとても良かったと思っています。もし3年での卒業だったら、不登校時代を受け入れて整理することができずいたかもしれないからです。4年間ゆっくり考える時間もおり、学校に馴染めることができました。そして生浜高校の先生方が支えてくださり、その中で大きく成長できて、いい高校生活を送ることができました。



④ 通信制高等学校

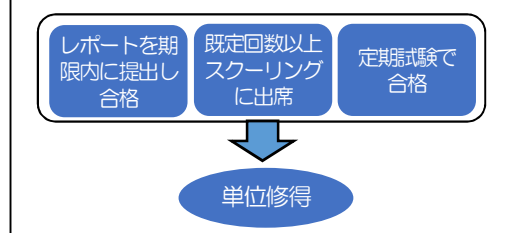
通信制課程創設の趣旨は、全日制・定時制の高等学校に通学することができない勤労青年に対して、通信の方法により高等学校教育を受ける機会を与えることとされています。

中学校から卒業後すぐに進学するほか、全日制高等学校から転編入学する生徒も相当数います。当初は、通信教育だけでの高卒の資格取得は不可能でしたが、昭和30年、高等学校卒業の資格取得が認められるようになりました。さらに、平成元年の学校教育法の改正により、定時制及び通信制課程の修業年限が「4年以上」から「3年以上」に改められました。それにより、通信制課程でも3年での卒業が可能となりました。

千葉県の場合、県立千葉大宮高等学校が県内唯一の公立の通信制高等学校です。入学者選抜は年間5回（2月から4月上旬にかけ4回、9月に1回）設定されています。他の高等学校からの転入学試験が年間4回（5月、9月、10月、3月）、編入学試験も年間2回（9月、3月）実施されています。

通信制の多くは単位制で、留年や進級といったシステムはありません。自分のペースで学習し、卒業までの単位（74単位）を積み上げていきます。通信制の単位修得のためには、①報告課題（レポート）の提出、②面接指導（スクーリング）への出席、③試験（テスト）の合格の3つが必要です（右図）。特に、報告課題（レポート）を期限までに作成し提出できるかが卒業への鍵となります。千葉大宮高等学校では、週1回、月に数回、年間合計20日程

（図）通信制高等学校の学習の流れ



度の登校を要します。公立の全日制高等学校の授業料が年間約 12 万円必要なのに対し、公立の通信制高等学校の授業料は年間約 8 千円、教科書代や諸経費等を含めても年間 3 万円程度で学習することができます。

また、通信制高等学校で学ぶ生徒の学習の利便を図るために通信制協力校の制度があります。この制度は、通信制高等学校から遠距離にある高等学校を通信制協力校とし、生徒がそこでスクーリングや定期試験を受けられるものです。千葉大宮高等学校から遠距離に居住している生徒にとって、通学時間や交通費の面で負担軽減につながる制度です。平成 29 年度現在、県立館山総合高等学校と県立銚子商業高等学校で、千葉大宮高等学校の定期試験を実施しています。館山総合高等学校では、平成 29 年度から希望する生徒を対象に、新たにスクーリングを実施しています。

⑤ 志望校を決める際に大切なことは

志望校を決める際、その高等学校がどのような取組をしているのか、入学から卒業までのシステムについて注目することが必要です。不登校を経験した義務教育修了後の生徒が、高等学校で再スタート・再チャレンジをするために、通学方法や始業時間、卒業までの終業年数、その他の様々な条件を検討した上で、志望校を決めることが大切です。自分に合った学校を探すために各校ホームページや説明会への参加、子どもと親のサポートセンターの主催する「不登校サポートセミナー」などを活用してください。

※ここまでに紹介した「特色ある県立学校」の連絡先については、P132 を参照してください。

(2) 広域通信制高等学校とサポート校

通信制高等学校は、「広域制」と「狭域制」に分類されます。また、通信制高等学校と（通信制）サポート校は違います。ここではその違いを説明します。

① 広域通信制高等学校と狭域通信制高等学校

「広域通信制高等学校」とは3つ以上の都道府県から生徒の募集ができる学校のことです。「広域制」には全国全ての地域から入学できる学校もあります。平成 28 年の文部科学省の調査では、全国に、公立 1 校、学校法人立 85 校、株式会社立 19 校と報告されています。

一方「狭域通信制高等学校」は、その高等学校が所在する都道府県と近隣の都道府県のみを対象に生徒の出願を受け付けます。公立の通信制高等学校は、各都道府県教育委員会の定めた学区からのみ入学が可能となります。

千葉県の公立高等学校の場合、県内の在住者、在勤者のほか、隣接県協定（学区の特例）により、埼玉県、茨城県の隣接学区（地域）に居住している者も出願できます。県内の私立通信制高等学校は、広域制と狭域制が混在しています。広域通信制高等学校は構造改革や規制緩和の流れにより、全国的に増加しています。

② （通信制）サポート校

「（通信制）サポート校」とは、高等学校ではなく民間教育施設（学習塾）です。通信制高等学校と関連した施設として（通信制）サポート校があります。サポート校はほぼ、広域通信制高等学校の連携施設として存在しています。法令上、通信制高等学校の面接指導（スクーリング）等は本校の教職員が行わなければならないと定められているため、サポート校の授業に出席しても面接指導（スクーリング）

に参加したことにはなりません。多くは、本校で行う集中スクーリングなどで面接指導を受けなければいけません。

通信制高等学校では、継続した学習指導や添削課題作成指導が十分には行えない場合もあります。サポート校はその部分を「サポート」する場所です。サポート校に在籍するかどうかでかかる費用にも違いがあります。つまり、連携する通信制高等学校とそのサポート校の2校に在籍する場合、入学金や授業料を2校分支払う必要があります。

サポート校は法律で定める「学校」ではないので、施設や教育内容もそれぞれ大きく異なります。事前に学校見学や説明会に参加するなどして、教育内容やシステムをきちんと理解することが必要です。

(3) 高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)

高等学校卒業程度認定試験(以下、「高認験」)は、様々な理由で、高等学校を卒業できなかった者等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験です。昭和26年から実施されていた「大学入学資格検定(大検)」が平成17年度より高認験に変わりました。高認験の受験資格は、受験する年度に満16歳以上で、まだ大学入学資格(高等学校卒業・大検・高認験合格など)を持っていない者となっています。

高認験は年2回(8月と11月)行われます。高認験に合格するには、各教科の必修の科目に合格する必要があります。高認験合格者には、大学・短大・専門学校の入学資格が付与されるほか、就職・資格試験等において高等学校卒業者と同等とみなす企業や会社、団体等もあります。定時制・通信制高等学校の多くは、合格科目を在籍する高等学校の単位として認定しています。なお、合格科目が高等学校の単位として認定されるかどうかは、全日制の高等学校も含め、各高等学校の校長の判断により、高等学校ごとに決められています。なお、実施される科目は下表のとおりです。

(表) 高等学校卒業程度認定試験科目, 合格要件 (平成29年度現在)

教科	試験科目	科目数	要件
国語	国語	1	必修
地理歴史	世界史A/世界史B	1	2科目のうちいずれか1科目必修
	日本史A/日本史B	1	
	地理A/地理B		
公民	現代社会	1 又は 2	「現代社会」1科目 又は 「倫理」及び「政治・経済」の2科目 } いずれか必修
	倫理		
	政治・経済		
数学	数学	1	必修
理科	科学と人間生活	2 又は 3	以下の①, ②のいずれかが必修 ①「科学と人間生活」1科目と「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」「地学基礎」のうち1科目(合計2科目) ②「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」「地学基礎」のうち3科目(合計3科目)
	物理基礎		
	化学基礎		
	生物基礎		
	地学基礎		
外国語	英語	1	必修



表のとおり、認定科目は国語・地歴・公民・数学・理科・英語の各教科における科目のみです。つまり、「高等学校学習指導要領」に定められている高等学校卒業に必要な他の必修科目(体育・芸術・家庭・情報など)は実施していません。このことから、高認験の合格要件を全て満たし、高等学校卒業と同等以上の学力があると認定された場合でも、「高等学校卒業」(高等学校の課程を全て修了)を意味するものではありません。高認験の合格で、高等学校卒業の資格が与えられる訳ではないことには注意が必要です。

(4) 転退学時の対応

義務教育修了後に選択した高等学校で、様々な理由により、進路変更をしなければならない場合にどのように進めていくのかを説明します。

① 転退学時の用語について

ア 「単位」とは？

進級、卒業のために取りそろえる必要のある教科・科目を数える“単位”のことです。1週間の時間割で4時間ある科目を1年間学習すると「4単位」となります。高等学校卒業には決められた“単位”が“認定”されることが必要になります。

イ 「単位認定」とは？

“単位認定”とは「履修」と「修得」が両方できて初めて認定されます。単位の認定時期は学年末（3月末）が原則です。（単位制高等学校で半期設定の科目では9月に認定される例外もあります）

ウ 単位の「履修」とは？

“履修”は各教科・科目の年間授業時数（法定時数）の2/3以上の出席をもって認定されます。逆に、欠席が1/3を超えると、「欠時（欠席時数）超過」＝「未履修」になります。各教科・科目の授業出席をもって、それぞれカウントします。

エ 単位の「修得」とは？

“履修”が認定された各科目で、年間の総合成績が「決められた点数評価以上」の評価がされたことをもって、単位数が年度末に認定されれば“修得”となります。逆に、「決められた点数評価」未満の評価がされると、「履修」が認定されている科目でも、「修得」の認定はされません。

② 進路変更が申し出されてから、進路の再選択まで

進路変更の申し出がなされたら、生徒と保護者に対しての丁寧な確認が必要です。生徒と保護者の双方の考えに違いがないのか、家庭での方針決定後、よく確認してから手続きを始めてください。

生徒・保護者の意志確認と家庭の方針決定

高校生は続けたい

今は高等学校を辞めて、高校生以外のことをしたい

転入学（転学）

入学後に別の高等学校に転校することです。公立高等学校と私立高等学校では、転入学の条件が違います。以下を参考にしてください。

中途退学（略して「中退」「退学」）

一度入学した高等学校を辞めることです。高等学校を辞めても、社会的にどこかとつながってられるように進路選択をすることが大切です！

中退後に新しい高等学校に入学する場合は、「編入学」と「過年度入学」があります。

③ 転入学について

◇千葉県内の公立高等学校における転入学は、原則として、保護者の転勤又は転居した場合等により、在籍校に通学できなくなる生徒が対象です。

◇転入学を希望する場合、転入学先の試験を受検し、合格することが必要です。

◇全ての高等学校で転入学試験を実施するとは限らず、実施する時期も異なります。

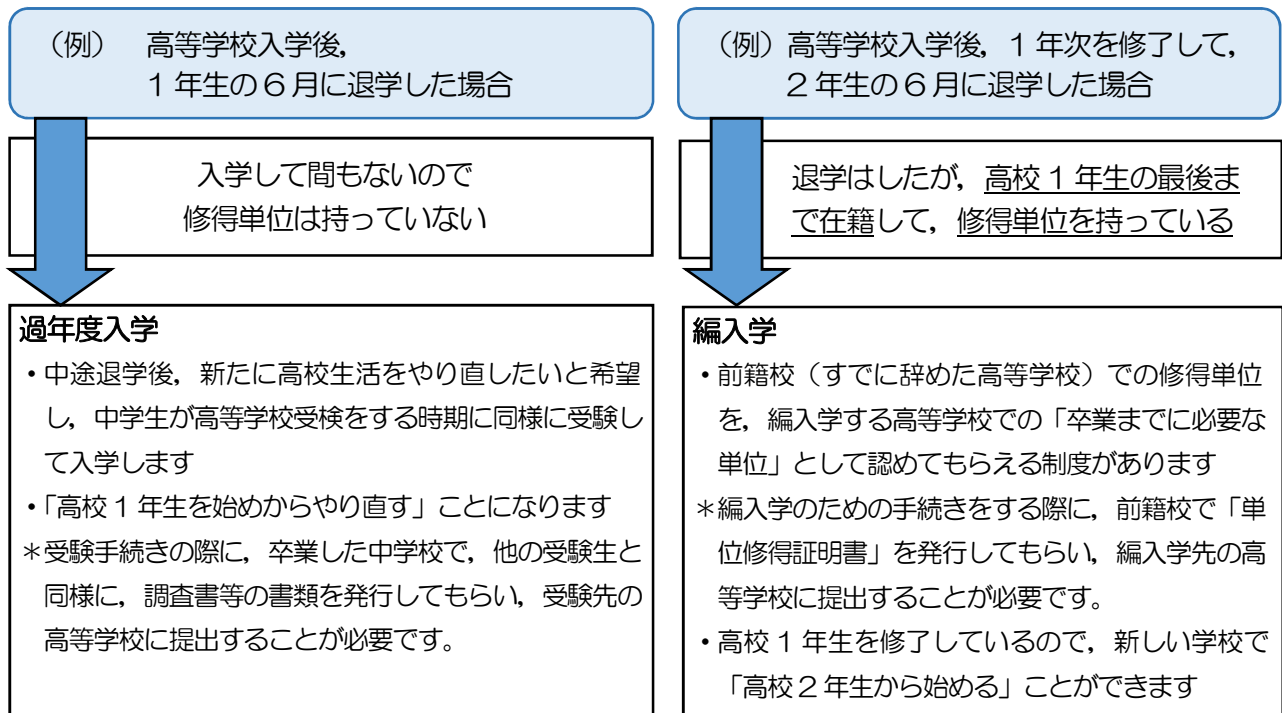
◇私立高等学校や私立通信制高等学校への転入学を希望する場合は、高等学校により状況が異なるので、直接、志望校へ問い合わせることが必要です。

確認 志願する高等学校が公立であっても、私立であっても、転入学に必要な書類を準備しなければなりません。志願する高等学校が決定したら速やかに、原籍校の学級担任に報告することも必要です。

*時期を逃すと転入学試験を受けることができないこともあるので、要注意です！

④ 編入学・過年度入学について

高等学校を中退した場合、その時期によって手続きが異なります。



注意！ 前籍校での修得単位がない場合や、前籍校での「単位修得証明書」を提出しない場合は、編入学ではなく、新規入学（過年度入学）と同様の扱いで学習を始めることになります。

編入学 と 過年度入学は・・・

- ◇基本的には、どちらの場合も、生徒本人と家庭とで様々な手続きを行うことになります。
- ◇編入学の場合は、前籍校で用意してもらう書類があります。
- ◇過年度入学の場合は、卒業した中学校で用意してもらう書類があります。
- ◇私立高等学校への編入学を希望する場合は、公立高等学校とは異なり、編入学の受け入れを随時行っている学校もあるので、詳細は志願する高等学校への問合せが必要です。
- ◇私立高等学校への進路変更は受け入れ先の学校によって、その対応は様々です。受け入れ先の学校と十分に確認してください。特に手続きの時期や必要な書類の準備等については、あらかじめ十分に確認しておく必要があります。
- ◇交通の便はどうか？授業風景の印象はどうか？どんな校則があるか？など、インターネット等による情報だけでは、知り得ないこともあります。
進路の再選択のためには、丁寧な準備が大切です。

(5) 就労への支援

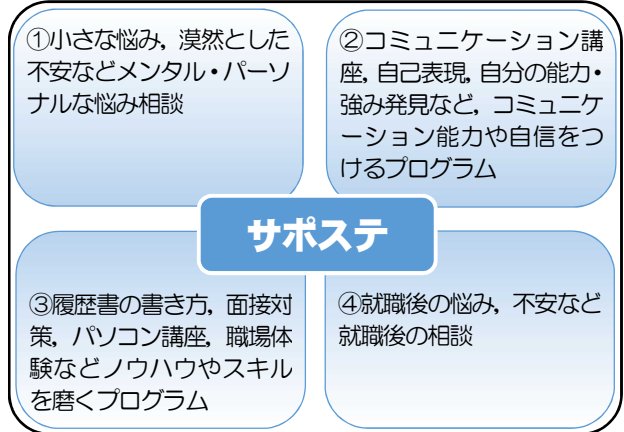
不登校経験者の中には、様々な要因により就職を希望する生徒がいます。また、高等学校へ進学したものの卒業後の就職に向けてどのような準備をしたらいいかわからない、学校に来ている求人以外の仕事を探したいなど、様々なケースについても、その支援機関として有効なのが以下の2つの機関です。

① 地域若者サポートステーション（サポステ）

地域若者サポートステーション（通称サポステ）は、15～39歳の「働くことに踏み出せない若者たちとじっくりと向き合い、本人やご家族の方々だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し、

（出典：サポステ【地域若者サポートステーション】ホームページ）

就職や職業訓練校などの社会へ踏み出す橋渡しを行う厚生労働省認定の支援機関です。キャリア・コンサルタントや臨床心理士、産業カウンセラーなどの専門家が一人一人とじっくり面談することを特徴としており、行われている内容として右図



の4点があげられます。生徒本人への対応だけでなく、保護者には保護者向けセミナーや個別相談、高等学校には出張相談やハローワークとの合同就職相談会、その他卒業後のサポートなど「切れ目のない支援」を行っています。電話又はメールでの予約により個別相談や講座への出席が可能となります。（完全予約制。原則無料ですが、プログラムにより実費がかかります）（※サポステの活動の詳細については、P114のコラム参照）

また、義務教育修了段階や高等学校等の中途退学段階で、進路が明らかではない又は進学も就職も予定していない生徒に対しての支援でも、サポステを活用することが有効です。

【県内の地域若者サポートステーション（平成29年度現在）】

ちば地域若者サポートステーション（千葉市）	ちば北総地域若者サポートステーション（成田市）
いちかわ・うらやす若者サポートステーション（市川市）	ちば南部地域若者サポートステーション（木更津市）
かしわ地域若者サポートステーション（柏市）	ふなばし地域若者サポートステーション（船橋市）
まつど地域若者サポートステーション（松戸市）	ちば南東部地域若者サポートステーション（茂原市）

② ハローワーク

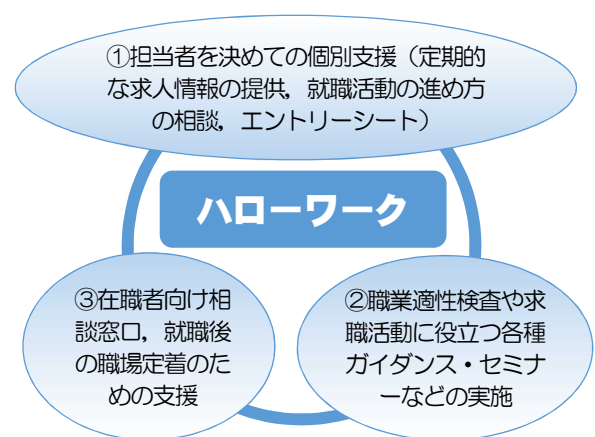
ハローワークには、学校を卒業した若者のための「新卒応援ハローワーク」という窓口があります。

「新卒応援ハローワーク」は、特に学校推薦による就職活動の流れに乗ることのできない生徒にとって有効です。また、就職への意欲が湧かない生徒にとっては訪問するだけでもモチベーションが上がり有効です。具体的な機能として、学校との連携の下、

ジョブサポーター（新卒者の就職支援を専門とする職業相談員）によるきめ細やかな支援など、様々なサービスが行われています。主な支援内容は上図の3点があげられます。



個別対応により、生徒の希望に沿った求人探しや、その後の支援など学校との連携を密に取りながら生徒の支援をしてくれる機関と言えます。



ふなばし地域若者サポートステーション
ちば地域若者サポートステーション 所長 成瀬 榮子

地域若者サポートステーション（通称「サポステ」）について、ここでは「ふなばし地域若者サポートステーション」・「ちば地域若者サポートステーション」の活動をとおして紹介します。

1 事業のスキーム（枠組み）

「サポステ」は、国と地方自治体との協働により地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる施設として全国に設置しています。事業開始は平成 18 年で、事業開始から平成 28 年度末までの就職等進路決定者数（全国）は累計 10 万人になります。平成 28 年度の就職者数は 14,157 名でした。

運営は、厚生労働省が委託した若者支援の実績やノウハウを持つ地域の NPO 法人や、株式会社などが行っています。ふなばしサポートステーションとちばサポートステーションは NPO 法人セカンドスペースが厚生労働省の他に船橋市と千葉県からの委託を受けて運営しています。

2 中卒者・高等学校中途退学者（高校中退者）の進路決定先

「ふなばし」および「ちば」の「サポステ」における平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日までの中卒者と高校中退者の進路決定先としては下表に示すとおりです。正社員雇用が各「サポステ」1 名ずつにとどまり、アルバイト、派遣が多いのが定常です。しかし、ステップアップ事業として正社員雇用を目指し、そのサポートを各「サポステ」で行っていることは正社員率アップの源となっています。

【ふなばし地域若者サポートステーション】	【ちば地域若者サポートステーション】
高校中退か中卒かは不明 ・卸売・小売業：アルバイト ・製造業：アルバイト ・医療・福祉：アルバイト・パート ・製造：アルバイト ・その他のサービス業：アルバイト・パート ・上記では分類できない事業：アルバイト・パート ・上記では分類できない事業：派遣社員 ・公務員：契約社員 ・製造業：正社員	高校中退者（11名） ・宿泊・飲食業：アルバイト（3名） ・建設業：アルバイト（2名） ・卸売・小売業：アルバイト ・医療・福祉業：アルバイト ・倉庫作業：派遣社員 ・卸売・小売業：契約社員 ・医療・福祉業：契約社員 ・建設業：正社員 中卒（1名） ・建設業：派遣社員
内訳 正社員 1名 契約社員 1名 派遣社員 1名 アルバイト 6名	内訳 正社員 1名 契約社員 2名 派遣社員 2名 アルバイト 7名

3 中学校・高等学校との連携

平成 28 年度から中学校・高等学校との連携として次に掲げる事業を行い成果が出てきています。

- (1) 千葉県子どもと親のサポートセンター主催「不登校サポートセミナー」において、参加者へのチラシ配布、県内 8 か所の「サポステ」紹介による県民への広報およびブース設置による相談。

- (2) 高等学校との連携においては、県立、私立通信制、単位制、定時制高等学校内においてキャリア相談、保護者への「サポステ」紹介、ワークショップ、親の会の設立等。
- (3) 船橋市学校・警察連絡委員会での「サポステ」紹介。(ふなばし「サポステ」)
- (4) 高等学校の進路指導主事への「サポステ」紹介。
- (5) 船橋ネットワーク会議でのサポステ紹介。(ふなばし「サポステ」)

4 中学校・高等学校との連携上の課題

「若者無業者と地域若者サポートステーション事業」(国立社会保障・人口問題研究所「季刊社会保障研究 Vol.51 Summer2015 No.1」)で宮本みち子氏は次の様に述べています。「サポステ」来所時点で全く就労経験がなかった者、また正規雇用でなかった者の多くが、学校での困難な体験をしており、不登校経験者も目立って多いとしています。もちろん不登校は学校要因だけではなく、様々な要因がからんでくるものの、このことを考えると、学校とサポステの連携は不可欠といえます。しかしながら、2014年度には一番の要と思われる学校連携事業が完全に廃止され、中退のリスクのある生徒・学生は対象としないことになりました。

つまり、予防あるいは早期支援開始という重要な観点が、事業から外れてしまったことが問題であると宮本氏は述べています。

中学校・高等学校との連携において、この問題をどう解決していくかがこれからの「サポステ」の大きな課題の一つとなっています。



サポステ 厚生労働省委託事業・千葉県委託事業

働くことへの不安を解消!

ちば地域若者サポートステーション

相談
無料

内容	個別相談 職場体験・コミュニケーショントレーニング・就職対策トレーニング 履歴書添削(面接練習) 適職診断など自分のペースに合わせたサポートを行っています。
対象者	働くことに悩みを抱える15歳から39歳までの若者とその保護者
利用方法	完全予約制です。 お電話・メールにてお気軽にお問合せください。

こんな悩みを抱えていませんか?

- やりたい仕事が見つけない
- 将来、正社員にないたい
- コミュニケーションに自信を持ちたい
- 経済的に自立したい
- 仕事を長続きさせたい
- 働いている自分をイメージしたい
- 失敗してしまうのがこわい

○月×日(水)

お申込み・お問い合わせ

ちば地域若者サポートステーション

〒261-0026 千葉県千葉市美浜区幕張西4-1-10 ちば仕事プラザ内
TEL:043-351-5531
E-mail:contact@chibasapo.jp

ちばサポステHP

左 職業人講座 (出典:ふなばし地域若者サポートステーションホームページ)

右 サポステポスター (出典:ちば地域若者サポートステーションホームページ)

6 社会的自立への道

(1) 義務教育修了後進学・就職していない子どもへの支援

出席日数が0日

小学校 約40人（うち小学6年生は約10人） 中学校 約160人（うち中学3年生は約50人）
不登校生徒（高等学校）のうち中途退学になった生徒数

全日制 約1,700人中 約500人（約30%） 定時制 約1,000人中 約200人（約20%）

出典：文部科学省（平成29年10月26日）「平成28年度『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』（速報値）」

千葉県では、学校に1日も登校していない小・中学校の不登校児童生徒数は、約200人に上ります。出席日数0日の児童生徒の詳細な状況まではわかりませんが、これらの児童生徒は、個々に何らかの問題を抱えており、かつ、同年代集団との交流が少ないことが考えられます。

中学校時に不登校であり、義務教育修了後の進路が決まらないまま卒業を迎えた生徒や、高等学校へ進学したものの高等学校に通えない生徒、中途退学した生徒等に対しては、多種多様な進学や職業訓練の機会等に関する相談窓口や社会的自立を支援するための受け皿が必要です。

① 学校ができること

自宅（自室）から外に出ない生徒に対する支援は、困難を極めるとともに、長期的な支援が必要になります。学級担任が一人で抱え込むことなく、組織で対応できるように支援体制（校内サポートチーム（P56参照））を整えておくことが重要です。具体的な支援の在り方としては、児童生徒の孤立を防ぎ、何らかの支援に結び付ける観点から、SSW、福祉等関係機関、地域人材や民間団体等が連携して、保護者の協力も得ながら児童生徒とのつながりを持ち続け、対話を進めていくことが必要です。

一方で、児童生徒が何らかの行動を起こすまで待つことが必要な時期もあります。児童生徒が興味を持つであろう行事の案内を自宅に届けたり、同様の案内を学校ホームページに掲載したりするなど、児童生徒が学校の様子について知り、自宅外に出かけるきっかけとなるような情報を地道に提供していくことも効果があると考えられます。さらに、長期間自宅で過ごしている場合には、自宅での学習や、興味を持てることに取り組むことができるよう、支援を行っていくことも重要です。

こうした取組を、児童生徒の心の状態や家庭の状況等を見極めながら実施し、自宅以外の場への関心を高めることで、児童生徒が段階的に、自宅から地域の居場所や諸活動、教育支援センター（適応指導教室）、さらには学校へと、自ら踏み出していくことを目標に取り組んでいくことが望めます。

その際、保護者と情報交換しながら、児童生徒の気持ちを受け止め、性急な対応にならないようにすることが大切です。自宅で過ごしている場合でも、その過ごし方に変化が見られる場合もあることから、そうした変化を大事にしていくことが求められます。

② 義務教育修了後の支援

義務教育修了後、進学も就職もしていない子どもは、社会とのつながりが希薄になることでますます社会的自立が困難になっていきます。そのため、義務教育修了段階や高等学校等の中途退学段階において、進路が明らかでない又は進学も就職も予定していない生徒に対しては、生徒の社会とのつながりを絶やさなため、また、保護者を支援する観点からも、保護者の了解を得た上で「子ども・若者総合相談センター」や「地域若者サポートステーション」など、青少年担当部局（千葉県県民生活・文化課所管）や福祉・労働担当部局（千葉県雇用労働課所管）などにつなぐことで、引き続き、社会的自立を促

す支援をしていく必要があります。

なお、中学校卒業生や中途退学者が母校へ進路相談に訪れた際には、青少年担当部局や福祉・労働担当部局のパンフレット等相談機関に関する情報提供を行うなど適切な対応が必要です。

③ 青少年担当部局や福祉・労働担当部局の相談機関

ア 千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」(P135 参照)

ニート・ひきこもり・不登校をはじめとする子ども・若者の様々な悩みを専門の相談員が聴き、相談内容に応じて適切な支援機関の紹介等を行っています。

どこに相談していいかわからない子ども・若者やその家族が、最初に相談できる窓口として、平成24年7月に設置されました。保護者や関係機関向けの勉強会も実施しています。

イ 地域若者サポートステーション (P114 参照)

④ ひきこもりに対する支援（地域連携によるネットワーク支援）

地域の中で、どこに相談したらいいかをサポートする「ひきこもり地域支援センター」(P133 参照)が設置されています。ひきこもり支援コーディネーターが配置され、地域における関係機関とのネットワークの構築やひきこもり対策にとって必要な情報提供を行っています。

ひきこもりの定義…「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学，非常勤職を含む就労，家庭外での交遊など）を回避し，原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（中略）を指す現象概念」

出典：厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業「思春期の引きこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」(平成22年)「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」

⑤ 就労支援

最初から就労の場に入るのではなく、デイ・ケアや作業所などの居場所での活動と人間関係の経験を通じて、社会への関心が十分に育ったときに初めて就労支援となります。

就労支援機関につなぐ際に、どのような準備段階が必要なのか十分に確認した上で、適切な助言をしていくことが大切です。

就労支援機関：ハローワーク、ジョブカフェ（千葉若者キャリアセンター）、学生職業総合支援センター 等

（2）NPO等との連携

① 連携を進める上での課題

教育委員会・学校と、多様な学習機会を提供しているフリースクール等の民間団体等が連携し、相互に協力・補完し合うことは、不登校児童生徒の多様な状況に対応したきめ細かな支援を行う上で重要です。また、民間団体が、教育委員会・学校と連携することで地域社会での認知につながり、そのような認知が民間団体等で学んでいる児童生徒の自己肯定感を高めるという意義も見逃せません。

しかし、フリースクールとの連携の目的や効果がはっきりせず、活動内容や支援方針が、学校や保護者、地域住民に認知されていなかったり、不登校児童生徒にとって適切な環境となっているか判断する情報が乏しかったりという課題もあります。

② フリースクールの活動内容等について

民間団体・施設等は、体験活動等を通じた居場所づくりを行っている施設、学習活動に重きを置いている施設、自宅で過ごしている児童生徒への支援を行っている団体など様々です。それぞれの独自性・多様性を持ちながら、一人一人の不登校児童生徒の状況に応じて、学習活動や体験活動、人と関わる機会や安心して過ごせる場所の提供等を行っています。このように、不登校児童生徒のために様々な取組が行われており、学校での生活になじめずに、フリースクール等に居場所を見出している児童生徒の社会的自立を支援しています。

平成 27 年 3 月に、文部科学省において民間の団体等についての全国的な調査が行われています。活動内容や会費等の状況等については、以下のとおりです。

《活動内容等》

- ・個別の学習、相談・カウンセリングを行っている団体・施設が、それぞれ約 9 割
- ・社会体験、自然体験、調理体験、芸術活動、スポーツ体験は、いずれも 7 割以上の団体・施設で実施
- ・5 割以上の団体・施設が、家庭への訪問を実施
- ・授業（講義）形式による学習は、約 4 割の団体・施設で実施

《会費等の状況》

- ・月額会費（授業料）は、1～3 万円・3～5 万円とする団体・施設が、それぞれ 4 割弱、平均額は約 3 万 3 千円

参考：文部科学省（平成 27 年 8 月公表）「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」



千葉県内にある団体・施設をいくつか紹介します。それぞれフリースクールでの活動は、そこに通う児童生徒の在籍する学校・市町村教育委員会と連携して、指導要録上出席扱いになっています。

【フリースクールA】 開室日 月～金曜日 10：00～17：00

子どもがやりたいことを応援する居場所です。「どんなプログラムをつくるか」「どんな過ごし方にするか」は毎週子どもミーティングを中心に、話し合いながらつくっています。学習の時間は、個別の学習のほか、様々な体験・経験の機会を設けています。また広域通信制高等学校と提携し、独自の学習プログラムで、フリースクールにいなから高卒資格を得ることができます。

【フリースクールB】 開園日 月～金曜日 10：00～21：00 土日祝 10：00～19：00

小学 1 年生から上は 30 代くらいまで幅広い年齢層の人たちが通っています。上記の時間内、いつ来てもいつ帰っても構いません。広い園庭や運動場で体を思いっきり動かしたり、音楽室でドラムやギターを演奏したりすることもできます。何もしたくなかったら心ゆくまでのんびりとしていても大丈夫。自分の好きなように不登校の時間を楽しむことができます。

（フリースクールへの聞き取りから）

③ 社会に出て活躍できるような支援を目指して

学校に復帰できるようになれば、教科の学習にとどまらず、団体行動や先輩後輩等の人間関係等、社会に出て活躍するために必要な知識や経験が得られます。しかし、何らかの要因によって、学校での生活に適應できなくなった児童生徒に対し、学校以外でも様々な教育の機会があることを伝え、保護者とともにより良い選択ができるよう支援していくことが必要です。

民間団体やフリースクール等が、全ての児童生徒が社会に出て活躍できるような教育的支援をしていくために、何を目指し、どのような支援をしているのかについて理解することが大切です。

参考 下記の団体ではフリースクール等の情報等が提供されています。

*NPO 法人フリースクール全国ネットワーク TEL：03-5924-0525

*千葉県フリースクール等ネットワーク TEL：047-411-5159

フリースクールとは子どもが元気になる場所です。そして様々な理由で学校に行かない子ども・若者の居場所です。日本では80年代から徐々に増え始め、その目的は学校からの緊急避難という役割がありました。当初、フリースクールは学校に通わせない所であると、学校から誤解されていました。フリースクールと学校が敵対する時代があったのも事実です。それはどんなに子どもが苦しくても日本では学校教育一本であり、学校外で学ぶ子どもたちは残念ながら認められなかったからです。それでも子どもたちは学校外に居場所を求めました。

現在国は、「いじめ防止対策推進法」や「教育機会確保法」を成立させ、徐々にですが学校外での学びを認める方向に舵を切っています。私自身も「学校に行きたくない」というだけで子どもの学習権、そして学習の機会を喪失してはならないと考えています。これからは敵対関係ではなく、お互いの理解を深めながら学校とフリースクールの連携を図っていく時代が来ていると言えます。

1 フリースクールと活動、学習

フリースクールに、出会う子どもたちは元気のない状態であることが多いです。子どもが元気になる場所には何があるかという「休める」という事です。フリースクールでは「居ること・在ること」を大事にしています。活動や学びありきではなく、自分の土台作りこそが、フリースクールの活動・学習のスタートです。

『フリースクール＝学びの主導権を子どもが持っている所』と言えます。子どもが誰に、何を、どこで、学ぶかを自由に決められるという事です。違う言い方をすると「子どもを育てている場所」ではなく「子どもが育っている場所」という事になります。大人は何かを教えているというよりも、何かを学んでいる子どもに寄り添う大人という存在です。活動、学習内容は子どもとスタッフが相談しながら作り、その子どものペースにあった個別学習をしているというのが基本です。



2 フリースクールネモ活動紹介

習志野市にあるフリースクールネモは、小学1年生から20代の若者の約20名が在籍しています。ネモでは、一律で行うプログラムは無く、子どもたちが週1回ミーティングをしてやりたいことを決めます。自分たちで行う部活（木工、手芸、ゲーム研究など）があり、それぞれに活動しています。自由参加なので活動に参加しない子もいます。それこそゲームしかしない子どももいます。それでもその時にしたいことを応援しています。自分のしたいことを応援される場所と時間は、自分の気持ちを整理する時間や、次の行動の準備する時間と、同じ意味を持ちます。また自分自身のことを考えていない子どもはいないと、ネモの子どもたちを見て思います。楽しいことをいっぱい経験し、自分のやりたいことを突き詰め、そして自分なりの生き方が見つかった時に、自信を身に着けます。これは自己肯定感と言い換えられ、生きていく上で必要な感覚をこのようにして身に着けていきます。



明日学校に行くよと言って学校は行けないけど、明日楽しいことだったら出来るなら、『出来ることを応援したい』と考えながら支援をしています。その積み重ねが子どもの未来を作っていると感じています。

1 教育相談コーディネーターを中心とした校内体制づくり

平成 29 年 1 月、文部科学省の教育相談等に関する調査研究協力者会議から「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」が出されました。その中で、校内体制づくりについて次のように記されています。

「不登校、いじめ等の未然防止、早期発見のための活動や事案が発生した際は、学校が組織として対応する必要があります。そのため、学校全体の児童生徒の状況及び支援の状況を一元的に把握し、学校内及び関係機関等との連絡調整、ケース会議の開催等児童生徒の抱える問題の解決に向けて調整役として活動する教職員を教育相談コーディネーターとして配置・指名し、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築する必要があります。（中略）教育相談コーディネーターは目標と役割分担に基づいて、支援計画の進捗状況を確認し、計画通り進むよう支援を行うことも重要である。したがって、教育相談コーディネーターに対し、職務を遂行する上での一定の役割を与えることや学校の実情に応じ授業の持ち時間の考慮、学級担任以外の教職員とするなどの配慮も必要である」

児童生徒への支援策の検討・実施・検証をチームとして一体的に行うために、児童生徒の状況や関係機関との役割分担、SCやSSWの役割を十分に理解し、初動段階のアセスメントや関係者への情報伝達等を行う「教育相談コーディネーター」を中心とした教育相談体制の構築が必要です。

教育相談コーディネーターには、様々な職種の人材を介して学校と家庭をつなぐという役割が期待されます。また、外部の関係機関との橋渡しをしながら、組織の中に教育相談体制をつくるという幅広い活動も求められます（P30, 31 教育相談体制づくりにおけるコーディネーターの項目を参照）。その役割については関わる対象の違いにより、次の3種類に分類されます。

（1）直接的な関わり

学級担任、養護教諭、管理職、児童生徒、保護者などへの連絡など、個人に対する直接的な関わりがあります。

（2）調整する関わり

教職員同士の関係、教職員と管理職の関係、児童生徒と教職員の関係、保護者と児童生徒との関係など人と人との関係を調整するという役割が求められます。

（3）連携・協働する関わり

校内サポートチーム、事例検討会等の教育相談体制をつくり、また、学校と外部の関係機関とを結び、ネットワークを広げるという役割なども考えられます。

千葉県子どもと親のサポートセンターでは、学校や地域の教育相談に関するコーディネーターとして活躍する人材を養成するため、平成 29 年度から「教育相談コーディネーター養成研修」を実施しています。全 7 回の研修では、教育相談に関する内容をはじめ、子どもの貧困や福祉関係施設の見学など福祉的な視点での児童生徒理解を深められるような研修を企画しました。なお、平成 30 年度からは推薦研修として位置付け、受講者が県内各地域で活躍することを目指します。

2 「チームとしての学校」を支える教育相談体制の構築に向けて

「チームとしての学校」における教育相談体制の在り方については、教職員同士の協力体制の構築が大切です。特に管理職には、「教職員同士が『不登校やいじめなどの早期発見や早期対応のために迅速な情報の共有ができてい』『同僚である“仲間”に支えられている』という安心感を抱きつつ、日常の教育活動に取り組めているか」を見極める力が求められます。

また、教育相談体制のシステムの構築は、メンタルヘルスを含めた負担軽減にもつながります。教職員同士が「SOSを出し合える関係」が日常につくられていれば、児童生徒と教職員の関係の変化に気づき、不登校やいじめなどの問題の早期発見や早期対応にも結びつきます。反対に、問題を教職員が一人で抱え込むことは、時としてその問題の複雑化や長期化を招きかねません。今後、「チームとしての学校」を推進し、児童生徒の心に寄り添う学校教育相談活動を行うに当たって、次にあげる項目の確認を行ってみましょう。

- 年度当初に、全ての教職員に対して教育相談の目的や意義について周知し、それを教職員が理解している
- 教育相談に関する年間計画が共通理解されており、計画的な教育相談活動が行われている
- 児童生徒理解を深めるための定期的な会議が計画されている
- 教育相談に関する研修を行っている
- 校内サポートチームが編成されており、その役割分担が明確になっている
- 教職員間で「SOSを出し合える」関係が構築されている
- 教職員同士がお互いを尊重し合い、協力しやすい関係が構築されている 等

3 教育相談コーディネーターを中心とした校内研修の在り方

教育相談に関する校内研修がどのくらい行われているかについて、平成29年度に当センターが調査を行いました。（内訳は、県内の小学校14校・中学校3校・高等学校3校・特別支援学校2校）。

その調査の結果、小学校14校の年間の延べ研修会数は132回でした。最も多い内容は、学力向上に向けた教科の研修です。次いで道徳、不祥事防止、特別支援教育と続き、教育相談に関する研修はわずか4回でした。その他の校種においても同様の結果が見られました。

今後は、学校全体が取り組む研修として位置付け、教育相談コーディネーターが中心となり、「チーム学校」としての実践力向上に向けた教育相談に関する研修の実施が望まれます。その際、SCやSSWを講師として迎え、事例検討（研究）の手法を取り入れることで、当事者意識が醸成されます。

また小・中学校における研修では、地域における児童生徒の情報や課題の共有、また教職員同士の情報交換も視野に入れた「中学校区としての研修」の実施が求められます。その際には、同じ地域の子どもを育てる教職員として共通する課題は何かを吟味し、実践に役立つ学びができるような研修となるようにすることが大切です。

【校内における研修内容について】

- ・内容 ➡ 福祉的な視点や人権的な配慮等、今日的な課題を取り入れる
（例）子どもの貧困について・就学援助制度への理解・関係機関の役割・LGBT等事例検討…〈実施する際に参加者で共通理解したいこと〉
 - ねらいは児童生徒理解であり、一人の児童生徒について考えることに意味がある
 - 対象児童生徒の情報の共有を行った上で、手立てを検討する
- ・方法 ➡ 講義形式から、対話を通じた主体的な学びへの変容を図る

【中学校区における研修のメリット】

- ・地域の学校の取組についての情報交換ができる
- ・年度当初に研修計画が調整されており、確実に実施できる（予定の変更が少ない）
- ・中学校の学年や小学校の学級を超えた意見交換ができる
- ・教職員同士の交流ができる ➡ 地域の子どもの育てる仲間としてのネットワークづくりへ

